

(別添)

国自旅第80号

平成28年7月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されたい。

なお、本件については、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会长あて別紙のとおり通知したので、念のため申し添える。

○一般貨物自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約の取扱いについて（平成26年3月31日付け国自旅第628号）（一部改正）

<p>改 正</p> <p>国自旅第628号 平成26年3月31日 <u>一部改正 平成28年7月1日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p>現 行</p> <p>国自旅第628号 平成26年3月31日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p>自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p>	<p>自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて賃切バスを旅行業者の専属車両として運送事業者との間に締結する年間契約等に對する取り扱いについて</p>	<p>自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の届出について 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）と旅行業者が、概ね年間を通じて賃切バスを発注者の専属車両として運送するための契約（以下「年間契約」という。）を締結した場合における、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、道路運送法第9条の2第1項の規定に基づき、一般貸切バス事業者と協議の上、以下のとおり取り扱うこととしたので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。 なお、本取り扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>2. 年間契約における一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金について 上記1.による届出書に添付された年間契約書について、以下に掲げる事項に基づき記載されていることが確認できた場合には、平成11年12月13日付け自旅上記1.による届出書に添付された年間契約書について、以下に掲げる事項に基づき記載されていることが確認できた場合には、平成11年12月13日付け自旅</p>
--	--	---	---	--

第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」(以下、「変更命令処理要領」という。)に基づく運賃・料金の変更命令を行つかないにについての審査の際、原価計算書等が記載された書類の提出を求める旨を弾力的な取り扱いを行うこととする。

- (1) 年間契約における運賃料金の算出基礎とし、「審査不要運賃」という。)又は審査するものとする。。年間運賃額の算出については、変更命令処理要領「第2.2.変更命令の審査を必要としない届出」に基いて、式により算出するものとする。  
① 時間あたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日当たり走行時間（X時間）+2時間（点呼点検時間）〕=日車時間運賃額  
② キロあたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日当たり走行距離（Yキロ）〕=日車キロ運賃額  
③ (日車時間運賃額+日車キロ運賃額) × 365日 × 実働率=年間運賃額

(注1) 年間運賃額の算出基礎となる計算式は、年間契約書に明記されなければならない。  
(注2) 走行時間（X時間）、走行距離（Yキロ）は、貸切バス事業者及び発注者たる旅行業者双方において協議した上で決定する。  
(注3) 実働率は、当該貸切バス事業者が属する運賃ブロックの平均実働率（別添）と当該貸切バス事業者の実績実働率（実績がない場合は合理的な見込み率による）との間の率を用いることとし、貸切バス事業者と発注者たる旅行業者双方において協議して決定する。

(2) 年間契約における稼働日数  
年間契約において、実際に運行することとする稼働日数を年間契約書に明記することとし、この稼働日数は、338日を限度として当該貸切バス事業者及び発注者たる旅行業者双方において協議した上で決定する。  
この場合、稼働日数が上記(1)の実働率を基にした実働日数と比して1.4倍を超える場合は、変更命令を前提として原価計算書等の書類の提出を求める旨を年間契約書に明記しなければならない。

(3) 年間契約の算出基礎を超える場合の取り扱い  
旅行業者からの要請により、年間契約の算出基礎となる走行時間（X時間）及び走行距離（Yキロ）を超えた場合は、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととし、この旨を年間契約書に明記しなければならない。

3. 運送引受書への記載  
運賃の記載欄には、「年間契約による。」と記載し、時間及び距離が超過する場合は、備考欄に精算運賃を記載することとする。

4. 旅行業者以外と締結する年間契約の取り扱い  
一般貸切旅客自動車運送事業者が、地方自治体、教育委員会、企業等と締結する年間契約に係る運賃・料金の届出においても、上記1.から3.に合致するものについては弾力的な取り扱いを行うこととする。

第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」(以下、「変更命令処理要領」という。)に基づく運賃・料金の変更命令を行つかないにについての審査の際、原価計算書等が記載された書類の提出を求める旨を弾力的な取り扱いを行うこととする。

- (1) 年間契約における運賃料金の算出基礎とし、「審査不要運賃」という。)又は審査するものとする。。年間運賃額の算出については、変更命令に対する審査を必要としない範囲の設定要領」に基づき、地方運輸局長が定め公示する範囲内の時間あたり運賃及びキロあたり運賃を用いて、次式により算出するものとする。  
① 時間あたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日当たり走行時間（X時間）+2時間（点呼点検時間）〕=日車時間運賃額  
② キロあたり運賃×〔当該貸切バス事業者の1日当たり走行距離（Yキロ）〕=日車キロ運賃額  
③ (日車時間運賃額+日車キロ運賃額) × 365日 × 実働率=年間運賃額

(注1) 年間運賃額の算出基礎となる計算式は、年間契約書に明記されなければならない。  
(注2) 走行時間（X時間）、走行距離（Yキロ）は、貸切バス事業者及び発注者たる旅行業者双方において協議した上で決定する。  
(注3) 実働率は、当該貸切バス事業者が属する運賃ブロックの平均実働率（別添）と当該貸切バス事業者の実績実働率（実績がない場合は合理的な見込み率による）との間の率を用いることとし、貸切バス事業者と発注者たる旅行業者双方において協議して決定する。

(2) 年間契約における稼働日数  
年間契約において、実際に運行することとする稼働日数を年間契約書に明記することとし、この稼働日数は、338日を限度として当該貸切バス事業者及び発注者たる旅行業者双方において協議した上で決定する。  
この場合、稼働日数が上記(1)の実働率を基にした実働日数と比して1.4倍を超える場合は、変更命令を前提として原価計算書等の書類の提出を求める旨を年間契約書に明記しなければならない。

(3) 年間契約の算出基礎を超える場合の取り扱い  
旅行業者からの要請により、年間契約の算出基礎となる走行時間（X時間）及び走行距離（Yキロ）を超えた場合は、1日ごとに時間運賃、キロ運賃を基に別途精算を行うこととし、この旨を年間契約書に明記しなければならない。

3. 運送引受書への記載  
運賃の記載欄には、「年間契約による。」と記載し、時間及び距離が超過する場合は、備考欄に精算運賃を記載することとする。

4. 旅行業者以外と締結する年間契約の取り扱い  
一般貸切旅客自動車運送事業者が、地方自治体、教育委員会、企業等と締結する年間契約に係る運賃・料金の届出においても、上記1.から3.に合致するものについては弾力的な取り扱いを行うこととする。

なお、学校教育法による学校への通学又は通園等の運送に限り、上記2. (1) ③の「365日」について、契約上の年間の運行日数（原則170日から365日の間の日数）を用いることとする。

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 1 附 則 | 1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。          |
| 1 附 則 | 1 本処理要領は、平成28年7月1日 国自旅第80号)        |
| 1 附 則 | 1 本処理要領は、平成28年7月1日以降に届け出るものから適用する。 |

1 附 則

1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。

1 附 則 (平成28年7月1日 国自旅第80号)

1 本処理要領は、平成28年7月1日以降に届け出るものから適用する。

1 附 則

1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。